

移送費等 請求書

京都市職員共済組合

組合員が記入するところ	組合員証の 記号・番号	記号 番号	所 属	電 話		
	移送を受けた 者の氏名	年 月 日生	組合員(本人) 組合員被扶養者(家族)	発 病 又 は 負 傷 した 日	年 月 日	
	傷 病 名 等	傷 病 名				
		傷 病 の 原 因				
		交通事故等、第三者による行為が原因となった傷病であるか				はい・いいえ
		第三者行為が原因である場合は、 その者の住所・氏名		(住所)	(氏名)	
	移 送 年 月 日	年 月 日	移 送 の 経 路			
	移 送 に 要 し た 費 用 の 額	円				
	移 送 の 方 法					
	付添いがある場合は、その付添人の住所及び氏名			(住所)	(氏名)	
上記のとおり請求します。					事務取扱者	
年 月 日						
(あて先) 京都市職員共済組合理事長						
住所 組合員の 氏名						

《提出に当たっての注意事項》

- 病气やけがで移動が困難な患者が、必要があつて移送されたときに立て替えた交通費等について、次の3つの要件を満たしていると共済組合が判断したときに支給します。
[移送費の支給要件] ① 適切な保険診療を受けるためのものであること
② 移動を行うことが著しく困難であること
③ 緊急その他やむを得ないものであること
- 支給額については、最も経済的な通常の経路及び方法によって移送された場合の費用として共済組合が算定した額となっています。また、移送の際に医師等の付添いが必要な場合には、医学的管理が必要であつたと医師が判断する場合に限って、原則として1人までの付添人の日当等の人件費を支給します。
- 裏面の医師等の意見書欄に記入・押印を受けるとともに移送に要した費用の額を証明する書類（領収書等）を添えて請求してください。

共済組合受付印

		組合員証の 記号・番号	記号	番号
傷病名		移送年月日	年	月 日
医師等 の 意見 書 欄	移送を必要と 認める理由			
	※付添いがある 場合は、その 付添いを必要 と認める理由			
	病院又は診療 所に入院した 場合には、 その期間及び 所在地・名称	(入院期間)	年 月 日 から	年 月 日 まで (予定)
		(所在地)	(名 称)	事務取扱者
移送の経路 及び方法	(経路)			
	(方法)			
上記のとおり相違ないことを証明します。		年 月 日		
医療機関の所在地・名称 及び 医師の氏名・印				
連絡先電話番号 ()		—		